

独立行政法人大学入試センター監事監査実施基準

平成13年4月1日監事決定

改正 平成27年3月31日

(趣旨)

第1条 この基準は、監事監査要綱（以下「要綱」という。）第17条に基づき監事の行う独立行政法人大学入試センターの監査（以下「監査」という。）の実施に関して必要な基準等を定めるものとする。

(監査計画)

第2条 監査計画に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 監査の基本方針
- 二 監査の実施期間
- 三 監査の方法
- 四 監査の対象部門
- 五 監査の重点事項
- 六 監査の補助者

(監査事項)

第3条 監査事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 関係法令、業務方法書、規則等の整備状況及び実施状況
- 二 中期計画及び年度計画の実施状況
- 三 理事長の意思決定の状況
- 四 理事長による内部統制の構築・運用状況
- 五 組織運営及び人事管理状況
- 六 決算（年次及び月次）の状況
- 七 予算の執行及び資金運用の状況
- 八 収入及び支出の状況
- 九 物品及び不動産の管理状況
- 十 契約の状況
- 十一 旅費の支出状況
- 十二 人件費の支給状況
- 十三 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(監査の実施通知)

第4条 監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ監査対象部門の責任者に監査事項及び監査場所その他監査に必要な事項を通知する。

(監査の手順等)

第5条 監事は、原則として次の各号に掲げる手順に則り監査を実施する。

- 一 監査対象部門の長からの概況聴取
- 二 監査対象部門の担当者からの個別聴取
- 三 帳票その他証拠書類の原本確認
- 四 書類と現物との照合確認

五 現地の調査

六 監査終了後の講評

2 監査は、悉皆監査を原則とするが、事項の性質によっては、合理的な方法で抽出して実施することができる。

3 監事は、必要があると認めるときは、監査対象部門に資料の作成を求めることができる。ただし、可能な限り、既存資料の活用を図るよう努める。

(監査記録)

第6条 監査の事務を補助する職員は、監査終了後、監査結果の概要を記した監査記録を作成し、監事に提出する。

(監査結果報告書)

第7条 業務監査及び会計監査（年次監査）の監査結果報告書に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 監査結果の概要

二 是正又は改善を要する事項

三 その他必要と認める事項

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日）

この基準は、平成27年4月1日から施行する。